

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 重大事故等における対策の追加

- ・冷却機能の喪失による蒸発乾固事故発生時における放射性物質の放出量の更なる低減を図るため、凝縮器を設置し、可般型フィルタの段数を1段から2段へ変更する。

2. 放出管理目標値の変更

- ・せん断処理する使用済燃料の冷却期間を15年以上に変更しており、それに見合った放出管理目標値に変更する。

3. 事業計画書の変更

- ・新規制基準に係る安全性向上工事に必要となる費用を精査した結果、資金計画を変更する。

以上